

# 新庁舎整備に関する提言

令和2年9月3日

会津若松市議会

## はじめに

本市庁舎は、本庁舎旧館の建設から 80 年以上が経過する中で、複数の庁舎への行政機能の分散によりサービス効率が低下しているとともに、施設の老朽化が進んでおり、市民の利便性の向上と執務環境の改善が必要となっている。

また、本庁舎の耐震性能については、平成 10 年度に実施した耐震診断により耐震補強が必要であるとの結果が出ており、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、災害対策本部を本庁舎に設置できないため、オープン直前の生涯学習総合センターに設置するなど、本庁舎は防災拠点施設としての機能を果たせない状況にある。

市は、こうした諸課題を解決するため、「会津若松市庁舎整備基本計画」の策定や「会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」など、新庁舎整備の検討を進め、令和 2 年 2 月定例会における、庁舎整備事業費を含む令和 2 年度一般会計予算の議決を受け、庁舎整備基本設計及び実施設計に着手した。

議会は、庁舎整備基本計画等に基づく基本設計に、議会として求める市民サービスや利便性の向上に資する機能等を反映させるため、令和 2 年 5 月に新庁舎整備に係る検討委員会を設置した。

新庁舎整備に係る検討委員会では、庁舎整備担当部局への聞き取りや、他自治体における庁舎整備事例の調査を行い、新庁舎に必要な機能や整備に当たっての考え方について検討を重ね、新庁舎整備に関する提言をとりまとめた。

本提言は、新庁舎の機能や整備に係る考え方について提言することで、市民サービスの充実に資することを目的とするものであり、提言の趣旨及び内容について、新庁舎への反映を求めるものである。

新庁舎整備に係る検討委員会 会議開催経過

回	開催日	内容
第1回	令和2年5月22日	正副委員長の互選等
第2回	令和2年6月11日	新庁舎整備に関する提言に係る調査研究
第3回	令和2年6月19日	新庁舎整備における基本理念等について執行機関への調査
第4回	令和2年6月26日	他自治体における庁舎整備事例の研究等
第5回	令和2年7月7日	須賀川市における庁舎整備事例調査
第6回	令和2年7月13日	須賀川市における庁舎整備事例調査の総括 新庁舎整備に関する提言事項の検討
第7回	令和2年7月22日	新庁舎整備に関する提言事項の検討
第8回	令和2年7月28日	新庁舎整備に関する提言事項の検討
第9回	令和2年8月6日	新庁舎整備に関する提言案の検討
第10回	令和2年8月11日	新庁舎整備に関する提言案の検討
第11回	令和2年8月18日	新庁舎整備に関する提言案の検討

新庁舎整備に係る検討委員会

委員長 目黒章三郎

副委員長 戸川稔朗

委員 小倉孝太郎

同 大山享子

同 長郷潤一郎

同 丸山さよ子

同 中島好路

同 大竹俊哉

同 松崎新

同 斎藤基雄

同 成田芳雄

# 提 言

※「会津若松市庁舎整備基本計画」の基本理念ごとに提言を記載した。

## 基本理念 1 「会津のランドマークとして、市民や市のシンボルとなる」 に関する提言

### 施策 1 本庁舎旧館の保存維持について

#### ○本庁舎旧館の歴史的価値の向上と保存維持

- ・本庁舎旧館は昭和 12 年竣工当時の外観が概ね維持され、市のシンボルとして長年にわたり親しまれており、歴史的価値が高い。しかし、建設後 80 年以上が経過するなか、補修や改修が重ねられ、建築当初から変更された箇所もある。本庁舎旧館の歴史的価値をさらに高め、活かしていくため、昭和 12 年竣工当時のイメージを尊重した改修を行うこと。
- ・内装については、会津産木材を活用するなど、あたたかみのある空間整備をすること。
- ・本庁舎旧館を歴史的景観を継承する貴重な観光資源として、また、市民のシンボルとして保存維持していくこと。

### 施策 2 本庁舎旧館の活用について

#### ○歴史的価値を活かした活用

- ・本庁舎旧館の内部は、重厚な建築様式や意匠など竣工当時の状態が良く残っており、昭和初期の空気を感じることができる特徴的な空間となっている。これを活かし、会津の物語性を感じることができる空間としての活用を検討すること。
- ・古（いにしえ）－現在－未来とそれぞれゾーニングし、コンセプトを明確にした整備を検討すること。

## 基本理念2「まちの要として、人が集い、賑わいを創り出す」に関する提言

### 施策1 外構等計画について

#### ○中心市街地の活性化

- ・複数の商店街が隣接している本庁舎の立地特性から、観光資源や商店街等の地域内資源と連携した賑わいの創出など、中心市街地の活性化に向けた活用を検討すること。賑わいを創出するに当たっては、市民が主体的に関わっていくことが必須であることから、市民とのワークショップや検討組織の設置などにより市民意見を積極的に集め、基本理念の具現化を検討すること。
- ・屋外空間は、緑地として潤いを醸し出すとともに、イベントの開催や、災害時の活用等、多目的に利用できるように整備すること。

### 施策2 外部動線計画について

#### ○城下町を意識した周辺道路、外部空間の整備

- ・城下町会津を意識した周辺道路の再整備や外部空間のデザインを行うこと。また、栄町第一庁舎は庁舎として、栄町第二庁舎は市民活動の拠点としての活用が計画されており、庁舎間の動線について、歩行者の安全確保に配慮した整備を行うこと。

#### ○駐車場及び本庁舎への動線の整備

- ・駐車場の位置及び本庁舎への動線については、当市議会においても議論があったところから、その経過を踏まえるとともに、豪雪地帯に指定されている本市の気象条件を十分勘案すること。
- ・駐車場は十分な駐車台数を確保し、消雪設備の整備等雪対策を講じること。
- ・駐車場から本庁舎への動線についてもアーケードや消雪設備の整備など悪天候時の対策を行うこと。
- ・駐車場は無機質な外観で景観を阻害することのないよう、緑化等潤いのある空間整備に配慮すること。

## ○障がいのある方等に配慮した駐車場から本庁舎・各窓口への動線

- ・本庁舎敷地に整備される駐車場は、障がいのある方や介護が必要な方、妊産婦、子ども連れの方等に配慮し、本庁舎へ最短距離で出入りできるように、本庁舎西側への出入口整備と各窓口までの動線を計画すること。

## ○駐輪場の整備

- ・環境への配慮などの観点から、今後ますます自転車の利用が進むことが想定されるため、駐輪場は十分な駐輪台数を確保し、利便性の高い場所に配置すること。また、現状の駐輪場は来庁者と職員の自転車が混在している状況もみられることから、来庁者と職員の駐輪場を明確に区分すること。

## 基本理念3「市民の暮らしのよりどころとなる」に関する提言

### 施策1 防災・災害時対応機能について

#### ○災害対策本部機能

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、災害対策本部を本庁舎に設置できないため、オープン直前の生涯学習総合センターに設置するなど、本庁舎は防災拠点施設としての機能を果たせなかった。この反省と経験を活かし、新庁舎は災害時に防災拠点施設として機能するよう整備すること。
- ・災害対策本部は、災害時において、情報収集・分析を行い、関係機関と連携しながら、適時適切に情報発信や指揮命令を行うことができなければならない。庁舎の物理的制約が災害対策本部機能にマイナスとならないよう、災害対策本部の設置場所、市長室、危機管理課等のレイアウトを十分に考慮すること。
- ・災害対策本部室は、平常時は会議室として活用できるようにすること。
- ・平時は業務用として、災害時は災害対策本部用として、人員や物資を搬送できる業務用エレベーターを災害対策本部室とアクセスが容易な箇所に整備し、災害時における迅速な移動手段とすること。

#### ○災害対応に資する機能

- ・災害時に庁舎が一時避難所として機能するよう整備すること。また、大型の緊急車両の出入りなども考慮し、道路の隅切りなど周辺環境の整備を行うこと。
- ・災害時に電気、ガス、水道等のライフラインが途絶えた場合でも災害対応活動が継続できるよう、非常用発電設備、雨水貯留タンクやマンホールトイレ等の給排水設備、防災通信設備、災害用備蓄倉庫等を整備すること。
- ・屋外空間は、災害時の対応として柔軟に活用できるように整備すること。
- ・近年は豪雨が頻発し、溢水等への対策強化が求められている。庁舎

敷地に地下タンクを設置し、増水時の調整タンクとして活用できるよう検討すること。

- ・災害時にはボランティアとの連携・調整が重要となる。災害時に、市とボランティアの窓口である社会福祉協議会が連携し、ボランティアが活動できるようスペースの確保を検討すること。

## **施策2 相談機能について**

### **○安心して相談できるスペース**

- ・複合的な相談内容を抱え、どこに何を相談してよいかわからない方もいる。そうした方の困りごとや不安に丁寧に寄り添い、適切な課や支援機関につなぐことができる相談窓口スペースを確保すること。
- ・他人には相談の内容を聞かれない、顔を見られたくないなど、相談する方の気持ちに配慮し、安心して相談できるよう、個室の相談室などプライバシー保護に配慮した相談スペースを整備すること。

### **○関係団体との連携**

- ・相談対応に当たっては、各支援機関と連携強化が図れるよう庁舎のレイアウトを検討すること。

### 施策3 議会機能について

#### ○開かれた議会のための整備

・平成20年6月に制定した市議会基本条例において、「議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である」と規定している。議場は、昭和12年竣工当時の内装が概ね維持されており、議事機関にふさわしい厳粛な場となっているが、音響映像システムの老朽化や、バリアフリー化がされていないなど、開かれた議会に向けて、施設面の課題が多々ある。このため、歴史的価値のある空間の保存に努めるとともに、議場の多目的利用や、ICTの活用、ユニバーサルデザインの積極的な採用など、開かれた議会の推進に向けた改修を行うこと。

#### ○議場

- ・議場は多目的利用が可能となる整備とすること。
- ・議席でタブレット端末等を利用できるインターネット環境や電源等の整備、大型スクリーン・プロジェクターの設置、電子採決システムの導入など、議場のICT化を行うこと。
- ・障がいのある議員も支障なく活動を行えるようユニバーサルデザインに基づき整備すること。
- ・議場は質疑や答弁が聞こえやすいよう音響に留意して整備すること。
- ・議場の歴史的な重みのある雰囲気を保ちながら、会津産木材等を活用したあたたかみのある内装とすること。
- ・議席の配置は直列配列型、対面配置型、円形配列型等があるが、議事運営に深く関わる事項であるため、議会の意向を尊重すること。
- ・議場床を段床形式、フラット形式とするかは、想定する多目的利用の形態や、議事運営に深く関わる事項であるため、議会の意向を尊重すること。

## ○傍聴室及び傍聴席

- ・乳幼児連れの方なども傍聴しやすいように防音・遮音仕様の傍聴室を整備すること。
- ・障がいのある方なども傍聴しやすいようにユニバーサルデザインに基づき傍聴席を整備すること。また、駐車場から傍聴席までの動線についても、エレベーターの整備やバリアフリー化、わかりやすい動線に配慮すること。

## ○委員会室

- ・委員会室は2室とし、市民が傍聴できるスペースを確保し、説明員が入室できるよう面積は可能な限り大きくとること。
- ・委員席でタブレット端末等を利用できるインターネット環境や電源等の整備、スクリーン・プロジェクターの設置、委員会中継が可能なライブ配信システムの導入など設備を充実すること。

## ○説明員控室

- ・現状では本会議や委員会開催中、説明員や担当職員が廊下等に待機している。これを改善するため、説明員控室の設置等を検討すること。

## ○議会図書室

- ・市民に開かれた議会の推進のため、議会図書室を市民も利用しやすい配置箇所・広さとするとともに、書架やパソコン等の情報端末、インターネット環境等の設備を充実すること。

## ○書庫

- ・明治以降の貴重な会議録が収蔵されている書庫は、資料の劣化防止に配慮した環境を整備するとともに、議会図書室と一体的な活用を図れるよう整備すること。

### ○議員控室

- ・防音・遮音を考慮した可動壁により、議員数に応じて可変できる構造とすること。

### ○多目的スペース

- ・市民が議員に安心して相談もできる多目的スペースを整備すること。  
また、説明員控室と多目的スペースは会議室として活用できるようにするなど、限られたスペースを有効活用できるように検討すること。

### ○全員協議会室

- ・全員協議会は議場を活用することから、全員協議会室の整備は考慮しないこと。

## 基本理念4「情報、市民サービスのターミナルとなる」に関する提言

### 施策1 ユニバーサルデザインについて

#### ○誰もが利用しやすい庁舎

- ・本庁舎敷地に整備される駐車場は、障がいのある方や介護が必要な方、妊産婦、子ども連れの方等に配慮し、本庁舎へ最短距離で出入りできるように、本庁舎西側への出入口整備と各窓口までの動線を計画すること。（再掲）
- ・車椅子を利用する方から要望が多い、車椅子が複数台利用可能な仕様のエレベーターを整備すること。
- ・十分な広さを確保したキッズスペースや授乳室を整備すること。
- ・案内表示は誰もがスムーズに目的の場所に向かうことができるように、日本語表記のほか、外国語表記やわかりやすいピクトグラムなどを用いること。

### 施策2 窓口機能について

#### ○わかりやすく利用しやすい窓口

- ・新庁舎は、利用者の目線に立ち、必要な手続きがもれなくわかりやすく案内され、来庁者ができる限り移動せず一箇所で複数の手続きが行えるなど、わかりやすく利用しやすい、ワンストップを目指した窓口を整備すること。
- ・来庁者がスムーズに目的を達することができるように、1階の視認性の高い場所に総合窓口案内所を設置すること。
- ・高齢者や障がいのある方、妊産婦、子ども連れの方などに配慮した窓口配置、カウンターとすること。

### 施策3 執務機能について

#### ○機能的で効率的な事務環境

- ・機能的で効率的な事務環境を整備し、市民へのサービスの向上を図ること。
- ・職員の出入口や休憩時の動線を来庁者の動線とできる限り分離すること。
- ・女子トイレや更衣室の整備など、女性が快適に働けるように配慮すること。

### 施策4 ユニバーサルスペース、フレキシビリティ、利便施設について

#### ○時代変化に対応できる庁舎

- ・新庁舎は、行政機能の変化など、時代変化に柔軟に対応できる構造とすること。

#### ○来庁者の利便施設

- ・市民や観光客が気軽に立ち寄りやすい開かれた庁舎にするため、観光案内機能、売店機能の設置を検討すること。
- ・市民が利用可能な会議室の整備等、市民との協働が促進される機能を検討すること。

### 施策5 情報発信・インターネットについて

#### ○情報発信

- ・災害時における情報発信と賑わいづくりの観点から、FMあいつのスタジオ（サテライトスタジオを含む。）の設置を検討すること。
- ・市政情報等を案内するため、（仮称）あいつっこプラザに大型モニター等の設置を検討すること。
- ・市の医療機関や教育機関、ものづくり企業など地域の各種情報をワンストップで得ることができる仕組みを検討すること。

## 施策6 情報化への対応・セキュリティ機能について

### ○情報セキュリティの確保

- ・執務エリアと市民利用エリアを明確に分け、行政が保有する情報のセキュリティを確保すること。

## 施策7 駐車・駐輪等機能について

### ○駐車場・庁舎へのアクセスの悪天候対策

- ・駐車場は十分な駐車台数を確保し、消雪設備の整備等雪対策を講じること。（再掲）
- ・駐車場から本庁舎への動線についてもアーケードや消雪設備の整備など悪天候時の対策を行うこと。（再掲）

### ○障がいのある方等に配慮した駐車場から本庁舎・各窓口への動線

- ・本庁舎敷地に整備される駐車場は、障がいのある方や介護が必要な方、妊産婦、子ども連れの方等に配慮し、本庁舎へ最短距離で出入りできるように、本庁舎西側の出入口整備と各窓口までの動線を計画すること。（再掲）

### ○駐輪場の整備

- ・環境への配慮などの観点から、今後ますます自転車の利用が進むことが想定されるため、駐輪場は十分な駐輪台数を確保し、利便性の高い場所に配置すること。また、現状の駐輪場は来庁者と職員の自転車が混在している状況もみられることから、来庁者と職員の駐輪場を明確に区分すること。（再掲）

## 施策8 維持・管理について

### ○ランニングコストの縮減

- ・新庁舎は維持管理が容易なものとし、ランニングコストの縮減に努めること。

## 基本理念5「歴史を継承し、会津らしいまちなかの景観を守り育てる」 に関する提言

### 施策1 景観・デザインについて

#### ○新庁舎のデザイン

- ・新庁舎は、本庁舎旧館の意匠を受け継ぐとともに、令和時代にふさわしい新しい感性のデザインを調和させ、「レトロ新しい」を市民が実感できるデザインとすること。

#### ○森林資源の利活用

- ・森林資源の利活用による循環型社会の実現のため、建築資材に会津産木材を積極的に活用すること。

### 施策2 環境・エネルギーについて

#### ○自然環境への配慮

- ・新庁舎及び本庁舎旧館ともに、環境に配慮した再生可能エネルギー、省エネルギーの最先端技術を積極的に導入し、環境負荷の低減、自然環境への配慮を行うこと。

## 基本理念に掲げる事項以外に関する提言

### 新庁舎整備に伴う行政機能配置の検討について

#### ○効率的な行政機能の配置

- ・令和元年 11 月に示された「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」において、栄町第一庁舎は庁舎として利用、栄町第二庁舎は市民活動の拠点等に転用することが示された。このため、新庁舎整備に伴い、新庁舎、栄町第一庁舎それぞれにどの行政機能を配置するかが大きな課題である。よって、市民サービスの充実に向け、効率的な行政機能の配置に努めること。

### 新庁舎整備の市民への情報発信について

#### ○市民意見の反映

- ・新庁舎整備については、ワークショップや説明会の開催、パブリックコメントの実施などにより可能な限り丁寧に市民に説明する機会を設け、市民意見の反映に努めること。

### 新庁舎整備の事業費について

#### ○財政負担への配慮

- ・新庁舎整備の事業費については、今後の社会経済情勢や本市の人口の推移を注視し、財政状況や将来的な市民負担に配慮した適正な規模とすること。